

---

プロジェクト	連結納税制度の見直しへの対応
項目	第 69 回税効果会計専門委員会及び第 450 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 69 回税効果会計専門委員会（2021 年 1 月 21 日開催）及び第 450 回企業会計基準委員会（2021 年 1 月 27 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 文案全体の構成等

### 第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 審議で論点になっていない項目であっても、税率の適用や住民税・事業税は税効果会計において区別するといった通常の税効果会計と異なる取扱いをする項目については、実務対応報告に記載していただきたい。
3. 税法の取扱いや税効果会計基準等の取扱いを理解していないと内容の理解が難しく、結論の背景等で理解できるような工夫をして頂きたい。
4. 実務対応報告第 5 号及び第 7 号で取扱いが定められていたものを、今回の実務対応報告において踏襲したか否かや含めなかった取扱いの有無について、結論の背景等で明確になるようにして頂きたい。
5. 読み替え規定について、正確に機能しているかを設例等で確認していただきたい。

### 第 450 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

6. 実務対応報告第 5 号及び第 7 号の取扱いそれぞれについて、踏襲したか否かが分かるようにしていただきたい。
7. 文案のタイトルからは、何を対象とした実務対応報告なのかが読み取りづらい。
8. 公表にあたって等で、関連する会計基準や適用指針の抜粋を付けるなど、理解しやすくなるような工夫をして頂きたい。
9. 次の 3 月末決算では、実務対応報告第 39 号の特例的な取扱いを適用して良いのか。3 月末決算での取扱いの周知を早めに行っていただきたい。

## 目的

### 第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

10. 法人税と地方法人税のみを取り扱っており、住民税と事業税を扱っていないことを明確に示した方が良いと考える。

## 用語の定義

### 第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

11. 「一時差異等加減算前通算前」については、用語の定義に含めて記載した方が全体として理解しやすいのではないかと。また、算定方法について設例で示すことを検討して頂きたい。

## 法人税及び地方法人税に関する会計処理

### (個別財務諸表における通算税効果額の表示)

### 第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

12. 認識のタイミングが現金主義のような表現となっており、また、表示を定めているようにも見える。認識や測定を定めるような表現として頂きたい。

### (通算税効果額を授受しない場合の取扱い)

### 第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

13. 授受しない場合の取扱いを定める必要性が不明な状況で議論し続けていくより、コメント募集のタイミングで広く意見を募ったほうが、コストがかからず、検討の進捗状況を鑑みても、妥当な対応と考える。

## 税効果会計に関する会計処理

### (繰延税金資産の回収可能性の判断)

### 第 450 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

14. 通算税効果額の授受によって税負担が減るかどうかの回収可能性の判断に影響するということが、読み取りづらいため、表現を検討して頂きたい。

## 個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

### 第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

15. 回収可能性適用指針第 11 項(5)及び(6)以外の説明がないため、前後の手順が明確

になるように表現を見直して頂きたい。

個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断する際の企業の分類

第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

16. 「課税所得の見積単位における分類」がどのような意味かが分かりづらいため、表現を検討して頂きたい。

**(適用時、加入時及び離脱時の取扱い)**

第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

17. 「新たに通算子会社となる企業が連結子会社である場合」という記載について、連結子会社である企業が新たに通算子会社になるので、順番を逆にした方が読みやすいのではないかと。

加入時の取扱い

第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

18. 「含み損」という表現に唐突感があり、何を想定しているかが明確になるようにして頂きたい。

**表示**

**(繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示)**

連結財務諸表における表示

第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

19. 税効果会計基準では、異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は相殺しないこととされており、当該取扱いと異なる取扱いとしている点を明確にして頂きたい。

**注記事項**

**(税効果会計に関する注記)**

グループ通算制度を前提とした会計処理の注記

第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

20. 「グループ通算制度を適用している」場合に注記をするのか、「本実務対応を適用している」場合に注記をするのかが不明瞭であり、例えば、適用において税効果会計のみに実務対応報告を適用している場合などの整理が必要と考える。

税金の種類ごとに繰延税金資産の回収可能性が異なる場合の注記

第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

21. 税金の種類により、繰延税金資産の回収可能性の判断が異なる場合には、繰延税金資産から控除された額について、税金の種類を示して注記することが望ましい旨を結論の背景に記載することについて、取扱いを明確にすることを検討しているか。

第 450 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

22. 財務諸表利用者にとって、税金の種類により回収可能性が異なっているということはわかりづらく特殊なケースとなるため、重要性がある場合には注記を要求するということが本文に記載していただきたい。また、この点に限らず、情報の有用性を踏まえてどのような注記が必要かという点を、検討していただきたい。

繰延税金資産に関する注記

第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

23. 重要性がある場合には注記するとあるが、重要性の判断を要求することの是非は検討しているか。

保証債務等の注記

第 69 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

24. 保証債務の注記について、金額的に重要かつ発生の可能性が高いものについても、グループ通算制度の連帯納付に係るものであれば注記しないとするのは、やはり適当ではないと考える。

以 上